様式第３号

|  |
| --- |
| 直結給水システム条件承諾書年　　月　　日和光市水道事業管理者　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　給水装置工事申込者　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |
| 設置場所 | 和光市 |  |
| 工事施工者 | 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| 　標記、給水方式について、次のことを承諾いたします。 １　３階建直結直圧給水に関する事項 1. 直結直圧給水は、受水槽のような貯留機能がないため、断水や水圧低下のとき、水の使用が　できなくなることを承知しています。

２　直結増圧給水に関する事項 1. 故障時の対応　　・　停電や故障により増圧給水が停止したとき又は水圧低下により一時的な

取水不良が発生したときは、直結給水栓を使用します。・　直結増圧給水は、受水槽のような貯留機能がないため、断水や水圧低下のときは、水の使用ができなくなることを承知しています。1. 定期点検　　　　・　増圧給水設備及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、使用者の費用

で1年に1回以上の定期点検を行い、必要となる修繕を行います。 3　３階建直結直圧給水及び直結増圧給水に共通する事項1. 損害賠償　　　　・　直結直圧給水及び直結増圧給水に起因して逆流又は漏水が発生し、水道

事業及び他の使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償します。1. 管理人等の継承　　・　所有者又は管理人等を変更するときは、変更後の所有者又は管理人等に

　　　　　　　　　この装置が条件付であることを周知します。なお、部屋の賃貸をするときは、本給水装置が条件付であることを関係者に周知します。1. 既設給水管の使用責任　・　既設給水管の使用により、直結直圧給水又は直結増圧給水とした場合

は、これに起因する漏水及び赤水等が発生したときは、配管の布設替え等を所有者又は使用者の責任において行うこととし、水道事業の指示に従い速やかに改善いたします。1. 水道メーターの管理　　・　水道メーターは検針に支障とならないように管理いたします。なお、

支障が生じた場合は、水道事業の指示に従い所有者又は使用者の費用で速やかに改善いたします。1. 水道メーターの取替え　 ・　計量法に基づく水道メーターの交換及び水道メーターの異常等による

交換には、水道事業に協力し断水することを承諾いたします。1. 条例及び規則の順守 ・　上記各号のほか、取り扱い上必要な事項については、和光市水道条例

規則及び施工規準等を遵守して施行いたします。1. 紛争の解決 　　　・　上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、直結直圧給水又は直結増圧

給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し、水道事業には一切ご迷惑をおかけしません。 |